

京都市循環型社会推進基本計画

みやこ 京のごみ戦略21

【概要版】



〈循環の輪が小さいほど環境への負荷は少なくなります〉

平成15年12月
京 都 市

【表紙挿絵】高月 紘 京大教授（京都大学環境保全センター長）のイラスト

飛行機や鉄道，自動車など大量輸送の手段がなかった時代，私たちの生活は，「地産地消」という言葉に象徴されるように，限られた地域の中でモノが循環する環境への負担の少ない社会でした。

年月が流れ，必要以上にモノがあふれる現代社会の中で，ようやくその弊害に気づいた私たちは，天然資源消費の削減と環境への負荷の軽減に向けてごみ減量やリサイクルの取組を強化しつつあります。

このイラストは，リサイクルの取組は重要であるものの，一旦原料に戻してから再び製品とするため多くの工程が必要であり，モノの再使用（使用した容器等を回収し，そのまま再び使用すること）や自分のモノを修理して再利用するなど，ごみの発生そのものを抑制する身近で小さな循環システムの方が，ごみ問題のより根本的な解決法であり，環境負荷も小さいことを示しています。

「京都市循環型社会推進基本計画」の策定に当たって



京都市長

ますもと よりかね

林 幸 頼 兼

産業革命以来、私たちは大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される社会経済システムの下、便利で快適な生活を追求してきました。

しかし、このようなシステムは、私たちに物質的な豊かさをもたらした反面、その代償として、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境の危機や河川の汚染、ごみ問題といった身のまわりの切実な環境問題をももたらしました。

こうした中、人々が安全・安心に暮らせる地球環境を取り戻すために、従来のシステムに代わり、環境負荷が少なく持続可能な新しい環境調和型の社会経済システムを構築していくことが今、私たちに求められています。

京都市では、平成11年6月に「新京都市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画～京(みやこ)・めぐるプラン」を策定し、ごみの減量やリサイクル、適正処理に向けた様々な取組を進めて参りましたが、計画策定から5年近くが経過し、国においては循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル関係法が策定され、排出者責任、拡大生産者責任といった新たな考え方が登場するなど、循環型社会形成に向けた動きが更に加速する方向にあります。そこで、こういった社会動向の変化に的確に対応するため、前基本計画の見直しを図ることと致しました。本年9月には、京都市廃棄物減量等推進審議会から「京都市における循環型社会の形成に向けた提言」を頂戴し、この提言及び計画に関する市民の皆様からのパブリック・コメントを踏まえ、ここに「京都市循環型社会推進基本計画」を策定致しました。

本計画では、1200年の悠久の歴史を持つ京都が、長い伝統の中で培ってきた「ほんものを大切にすること」につながる、ごみの発生抑制・再使用といった『上流対策』に重点を置き、『分別・リサイクルの拡大』や『環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化』を加えた施策の三本柱を推進し、従来のごみ処理中心の施策から、ごみをコントロールする循環管理型の施策へと転換を図っていくこととしています。

また、平成27年度(2015年度)を目標年度として、ごみの総排出量の削減率など具体的な取組についてのきめ細かい数値目標を設定し、その進捗管理を徹底していくことなどにより、計画の着実な推進を図ることと致しました。

本計画の基本目標として掲げる「明るい循環型都市・京都」の実現のためには、市民、NPO・NGO、事業者の皆様とのパートナーシップの下、一人一人が行動し、実践していくことが必要です。皆様の御理解と御協力をお願い致しますとともに、本計画の策定に当たりまして、御意見、御提言をいただきました市民、事業者の皆様並びに熱心に御審議いただき数多くの貴重な御助言を賜りました京都市廃棄物減量等推進審議会及び各部会の委員の方々に厚く御礼申し上げます。

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本的な考え方	2
2.1	計画の基本目標とまちの姿	2
2.2	計画の体系	3
3	計画の数値目標	5
3.1	物質循環フローに関する目標	5
3.2	ごみの発生から処理に関する目標	6
3.3	市民・事業者及び市の取組に関する目標	8
4	一般廃棄物（ごみ）対策の現状と課題	10
5	目標達成に向けた具体的な施策	12
5.1	上流対策に重点を置いたごみ減量化の促進	12
5.2	分別・リサイクルの拡大	16
5.3	環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化	18
6	計画の進捗管理	20
	用語解説	21

本文中 * の付いた用語については巻末に用語解説を掲載しています。

1 計画策定の趣旨

<大量生産・大量消費型社会>

- ・天然資源の枯渇の懸念
- ・地球環境の危機



<循環型社会>

- ・廃棄物の発生を可能な限り抑制
- ・排出される廃棄物は資源・エネルギーとして循環利用
- ・利用できないものは適正に処理

天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減

平成 22 年度に本市が処理するごみ量を平成 9 年度レベルから 15%削減することを目標としていました。

平成 11 年
前計画
「京都市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画～京(みやこ)・めぐるプラン」策定

前計画に基づく各種取組の結果

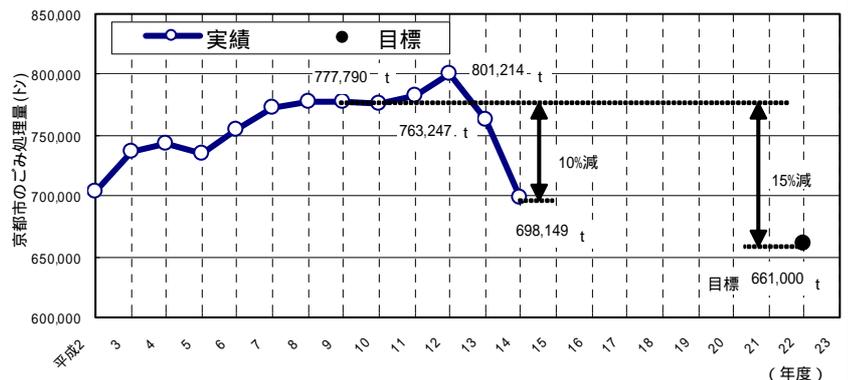
平成 14 年度実績で本市が処理するごみ量は、平成 9 年度比約 10%の減少となっています。

国においては、平成 12 年度以降、循環型社会形成推進法を初めとする新たな法制度・枠組みが構築されてきています。

- ・リデュース・リユースの推進
- ・天然資源の消費抑制
- ・環境負荷の低減
- ・市民・事業者・行政の役割分担の明確化
- ・「排出者責任」、「拡大生産者責任」の考え方の登場

国の計画や法律などで示されている数値目標と、前計画で示している数値目標とに食い違いが出てきています。

前計画における数値目標 進捗状況



前計画策定後の廃棄物を取り巻く社会状況の変化や様々な課題を踏まえ、前計画を見直すこととしました。

ごみ量は減少傾向にありますが、10～11ページに示すような様々な課題が顕在化しています。

上流対策(発生抑制,再使用)を重視

市民・事業者の主体的活動によるごみの出ないまちづくりを目指す。

平成 15 年

「京都市循環型社会推進基本計画」

ごみ減量に向けて、市民・事業者・行政それぞれの取組指標など多様な目標を設定。

平成 27 年度を目標年度とし、平成 22 年度を中間目標年度として設定。

なお、本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」として策定するものです。

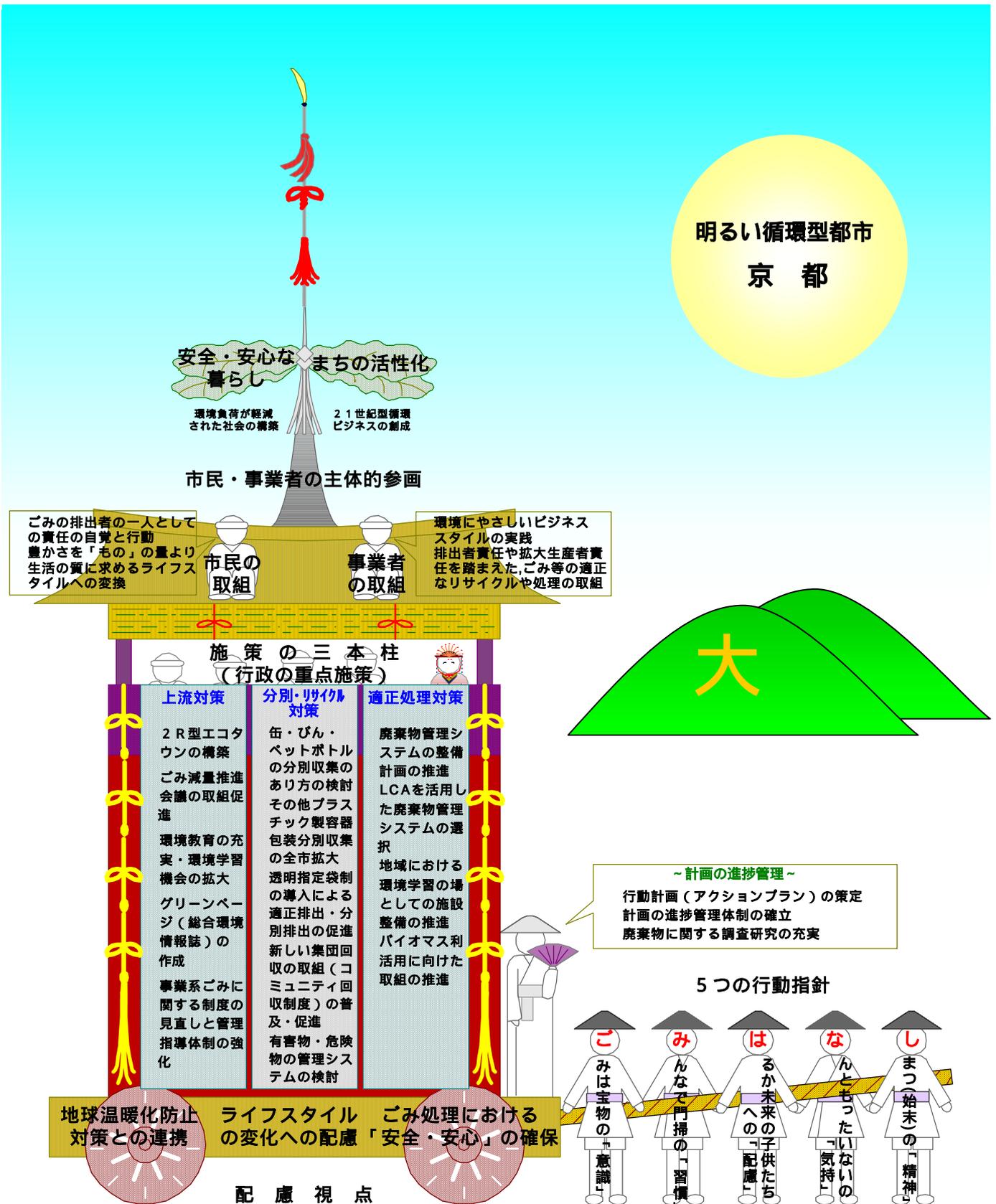
2 計画の基本的な考え方

2.1 計画の基本目標とまちの姿

本計画の基本目標は「明るい循環型都市・京都の実現」であり、これは「環境（Ecology）」「経済（Economy）」「エネルギー（Energy）」「精神・気風（Ethos）」「教育（Education）」「参加・活動（Empowerment）」の6つの「E」で表されます。また、この基本目標が達成されたまちの姿は、3つの側面から表されます。



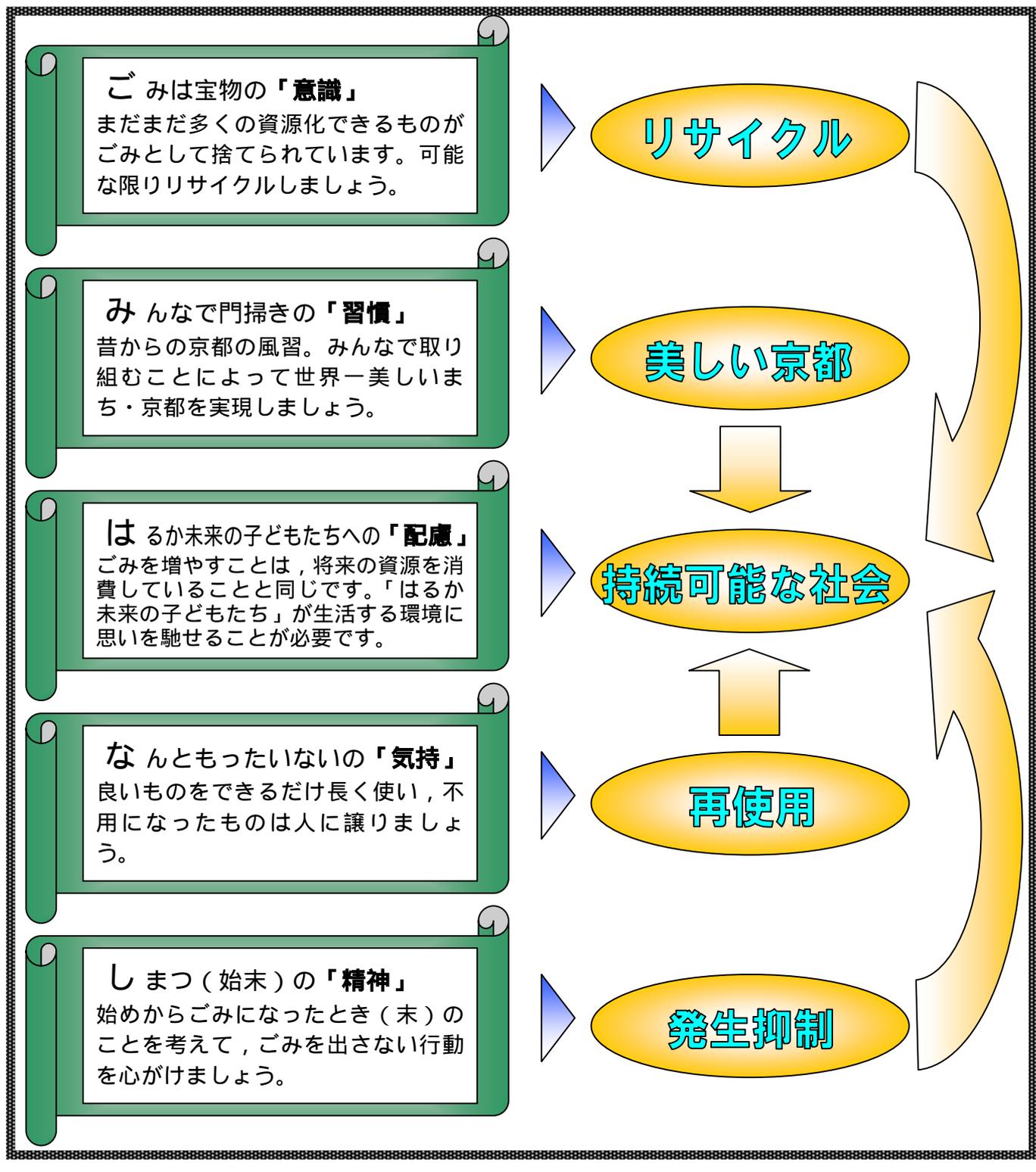
2.2 計画の体系



【コラム：5つの行動指針（ごみ減らし5箇条の心得）】

ごみ減量・リサイクルを進めるための精神基盤として、5箇条の心得「ご・み・は・な・し」を提案します。このキャッチフレーズには、ごみそのものを減らしていこうという意味と、ものを大切に使い、いらなくなったものは人に譲ったり、リサイクルしたりすることで「ごみ」という概念そのものがなくなるようにという二つの意味を込めています。

ごみの排出者である市民・事業者の皆様には、ぜひこの心得を行動指針として、ごみの減量・リサイクルに御協力ください。



3 計画の数値目標

3.1 物質循環フローに関する目標

“もの”の流れの入口側で社会に投入される天然資源等が、それ自身に限りがあることやその採取に伴い環境負荷が生じること、また投入されたものがいつかは必ずごみになることを考えると、その投入量の少なさが循環型社会形成の重要な目安となります。

ここで設定する「資源生産性」は、産業や市民の生活において、いかに少ない天然資源等投入量で“ものやサービス”を生み出すことができるかを示す指標であり、この数値が高いほど資源の消費や環境負荷が抑制され、結果としてごみの発生そのものが抑制されることとなります。

「資源生産性」は、西陣織や清水焼などに代表されるような付加価値の高い製品を生み出しているまち京都の特性をよく表している指標と言えます。

	平成 12 年度	平成 22 年度 (中間目標年度)	平成 27 年度 (目標年度)
資源生産性	40 万円 / t	53 万円 / t	60 万円 / t

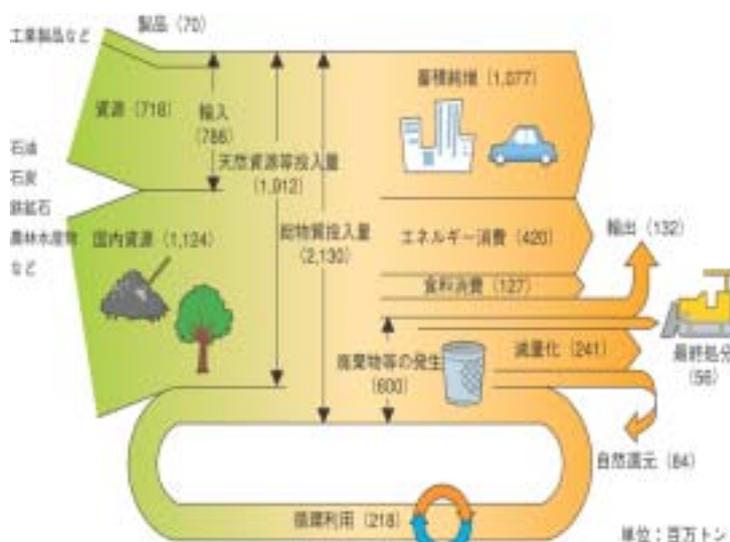
資源生産性：市内総生産 ÷ 天然資源等投入量

(いかに少ない天然資源等投入量で“ものやサービス”を生み出すことができるかを示す。西陣織や清水焼など、付加価値の高い製品が多い京都らしい指標である。)

参考 日本における物質フローと資源生産性の推移

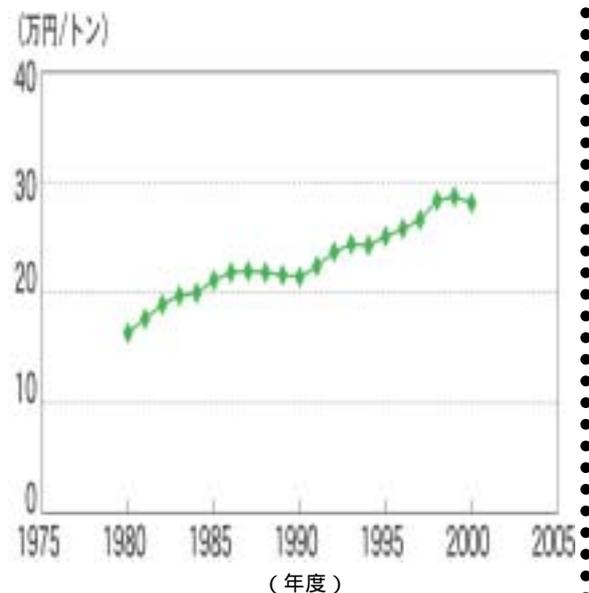
「平成 15 年版 循環型社会白書」から転載，一部加筆

【日本における物質フロー（平成 12 年度）】



注) 廃出物の総量は、水分の取り込み等があるため総物質投入量より大きくなる。

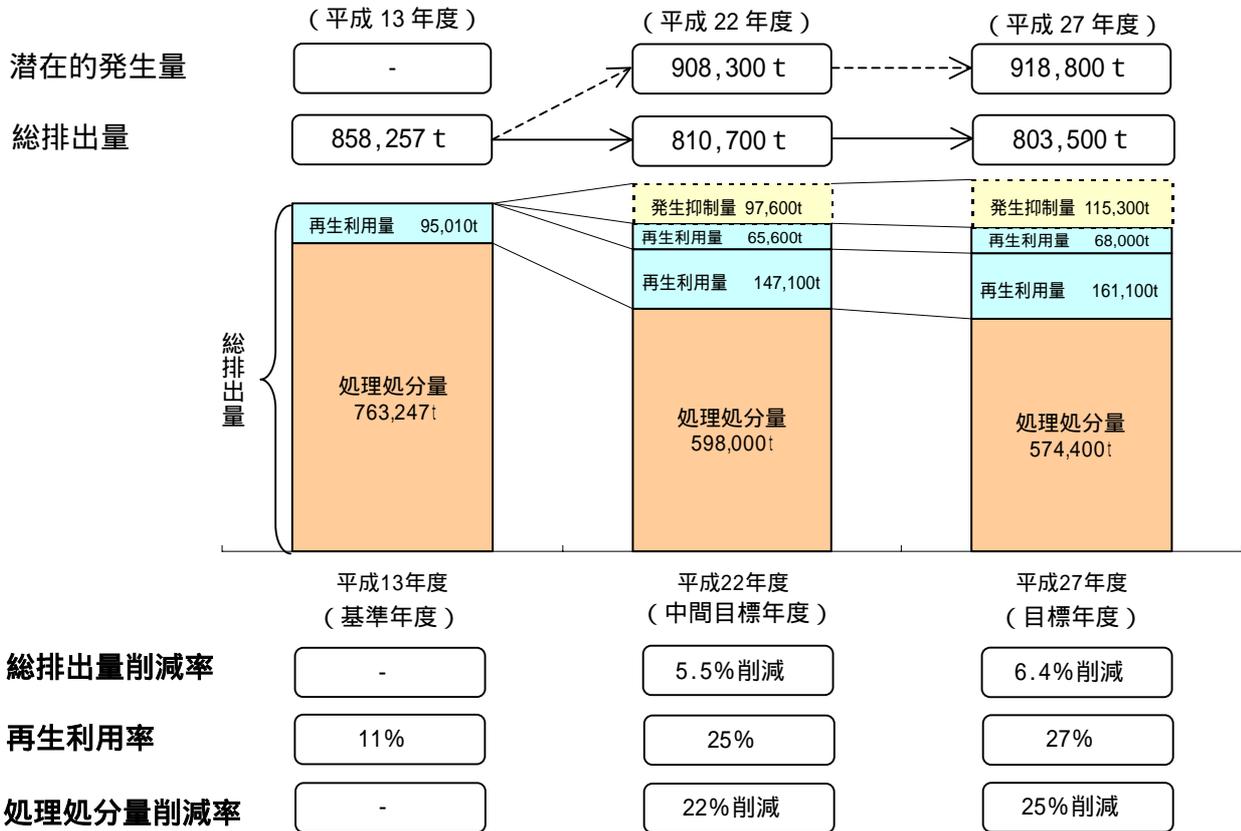
【日本における資源生産性の推移】



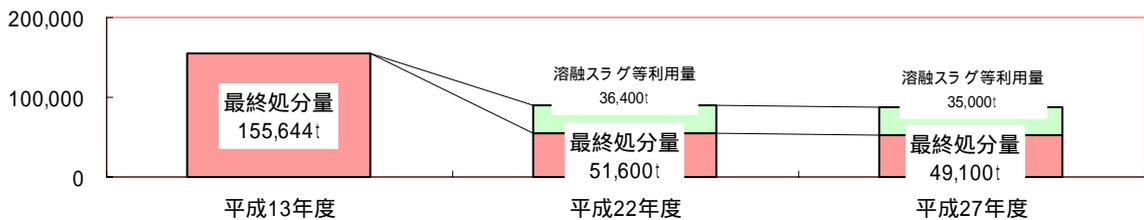
3.2 ごみの発生から処理に関する目標

ごみの減量・リサイクルを進めるためには、目標年度と減量目標を明確に設定したうえで、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとで積極的に取組を進めていくことが重要です。

本計画では、基準年度を平成13年度とし、目標年度を平成27年度（中間年度として平成22年度を設定）とし、ごみの総排出量・再生利用量・処理処分量・最終処分量の4つの項目について以下のとおり数値目標を設定します。



- 潜在的発生量：新たに発生抑制などの取組を行わなかった場合のごみの総排出量
- 発生抑制量：市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直しなどによる減量
- 総排出量：処理処分量 + 再生利用量 + 再生利用量
- 再生利用量：産廃リサイクル量（14年7月から建設廃材等の民間誘導を行っています。）
- 再生利用量：市及び市民・事業者によるリサイクル量（量の把握が可能なもの）
- 再生利用率： $\frac{\text{再生利用量} + \text{溶融スラグ等利用量}}{\text{再生利用量} + \text{処理処分量}}$
- 処理処分量：焼却量 + 直接埋立量



	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
最終処分量削減率	-	67%削減	69%削減

（最終処分量：直接埋立量 + 焼却残灰埋立量）

【コラム：目標を達成するためには ～「しまつ」家における8の取組～】

ごみの総排出量の削減目標を達成するためには、市民の皆さんが家庭から出されるごみの量を一世帯一日当たり1,485g（平成13年度実績）から82g削減する必要があります。ここでは、ごみ減量に積極的に取り組んでいる「しまつ」さん一家の例を見ていきましょう。

買い物に行くときは、必ず買い物袋を持参し、レジ袋を断ります。



一日にレジ袋1枚分削減します。
(一日当たり10g削減)

プラスチック製トレイを使っていない皿売りや量り売りの食品を選んで購入します。



一日に1品目ノートレイ食品を購入しません。
(一日当たり5g削減)

冷蔵庫に残っている食品をメモしておき、無駄な食材は購入しません。



手つかず食品の排出を無くします。
(一日当たり70g削減)

リターナブルのびんビールや量り売りミネラルウォーターなどを購入し、使い捨て容器の飲料をできるだけ購入しません。



三日に1回購入していたミネラルウォーターを量り売り利用に変更します。
(一日当たり10g削減)

一回の食事量を考えて、作りすぎをせず、作った料理はできるだけ残さず食べます。



御飯粒などの食べ残しを半分に削減します。
(一日当たり70g削減)

本や文房具などの日用品を買うときには、シールや帯包装などの簡易包装を依頼します。



1日に紙袋一枚分削減します。
(一日当たり10g削減)

古くて着られなくなった衣服等はフリーマーケットへ出品したり、知人へ譲るようにします。



着られなくなった衣服などの半分を売ったり、譲ったりします。(一日当たり15g削減)

通信販売など不要なダイレクトメールが届かないよう受け取り拒否の手続きをします。



不要なダイレクトメールは受け取りを拒否します。(一日当たり25g削減)

「しまつ」さん一家ではこれら8つの取組を実施することで、削減目標を大きく上回る一日当たり215gのごみ減量に成功しました。

みなさんもこれを参考にして、できるところからごみ減量に取り組むことで、可能な限りごみを減らしましょう！

3.3 市民・事業者及び市の取組に関する目標

ごみ量についての数値目標のほか、上流対策*の進展の度合いや、市民・事業者・行政の取組に関する数値目標を以下のとおり設定します。

なお、これらの目標を設定する最も重要な目的は、単に目標を達成することではなく、目標を設定することにより、これに向かって市民・事業者・行政が主体的に取組を進めていく契機づくりにあります。

環境に配慮した生活様式や事業活動に関する目標				
指標	単位	13年度	22年度	27年度
ア 環境学習機会の拡大	(ごみ減量に関する学習講座等への参加者数)	1,500人 (14年度)	20,000人	30,000人
イ 環境家計簿の普及拡大	(通算利用世帯数)	1,619世帯	6,000世帯	8,500世帯
ウ KES*認証取得事業所の拡大	(市内の取得事業所数)	45事業所	850事業所	1,300事業所
エ フリーマーケット・リサイクルショップの利用拡大	(利用世帯数)	3万世帯	11万世帯	15万世帯
オ リース・レンタル商品や修理システムの利用拡大	(レンタル利用世帯数)	3万世帯	7万世帯	9万世帯
	(修理システム利用世帯数)	15万世帯	21万世帯	25万世帯
カ 事業所でのグリーン購入*の促進	(購入基準を設定している事業所数の割合)	5%	17%	25%
キ 循環型社会ビジネスの規模の拡大	(市場規模)	1,700億円 (12年度)	今後更に向上	

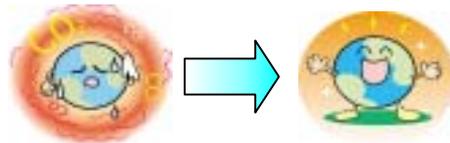


ごみ減量化への取組に関する目標				
指標	単位	13年度	22年度	27年度
ア 手付かず食品の排出削減	(市収集への排出量削減率)	17千トン	13年度から12%削減	13年度から20%削減
	(事業所の排出量削減率)	13千トン	13年度から48%削減	13年度から55%削減
イ 食べ残し・調理くずの排出削減	(市収集への排出量削減率)	97千トン	13年度から11%削減	13年度から15%削減
	(事業所の排出量削減率)	56千トン	13年度から50%削減	13年度から55%削減
ウ スーパーの手提げ袋の排出削減	(市収集への排出量削減率)	5千トン	13年度から10%削減	13年度から20%削減
エ トレイの排出削減	(市収集への排出量削減率)	1.2千トン	13年度から25%削減	13年度から35%削減



指 標	単 位	13年度	22年度	27年度
オ リターナブル容器の普及	(商品選択率)	15%	21%	25%
カ 缶・びん・ペットボトル 分別の徹底	(分別収集への協力率)	60%	70%以上に向上	
キ 事業所での紙類の排出削減	(発生抑制をいつも実行 している事業所の割合)	25%	37%	45%
ク 事業所での紙類の再資源 化促進	(事業系古紙の分別協力率)	35%	41%	45%
ケ 集団回収の促進	(家庭系古紙の分別協力率)	35%	41%	45%
コ 拠点回収の促進	(参加率)	35%	41%	45%
サ 廃食用油の回収促進	(回収拠点数)	693 拠点	1,500 拠点	2,000 拠点以上
シ 事業所でのごみ分別の徹底	(分別排出実施率)	50%	60%	65%

適正処理等に関する目標



指 標	単 位	13年度	22年度	27年度
ア 地球温暖化防止	(温室効果ガス削減率)	20.6 万 t-CO ₂ /年	13年度から 21%削減	13年度から 22%削減
イ ごみ処理時に発生する ダイオキシン類の抑制	(削減率)	14.8 g-TEQ/年	13年度から 95%削減	13年度から 96%削減
ウ ごみ中に含まれる重金 属類の排出抑制等	(Hg(水銀)削減率)	0.04 t/年	13年度から 40%削減	13年度から 50%削減
	(Cd(カドミウム)削減率)	0.02 t/年	13年度から 45%削減	13年度から 50%削減
	(Pb(鉛)削減率)	1.30 t/年	13年度から 90%削減	13年度から 95%削減
	(Zn(亜鉛)削減率)	1.10 t/年	13年度から 55%削減	13年度から 60%削減
エ まちの美化の推進	(入浴客満足度)	60%	ほとんどの人が「満足」と回答	

これらの指標については、定期的に進捗状況を確認し、進捗の程度に応じて施策の充実・強化に向けた取組を進めます。

なお、これらの目標を達成するための具体的な取組内容については、平成16年度に策定する予定の行動計画(アクションプラン)の中で明らかにしていきます。

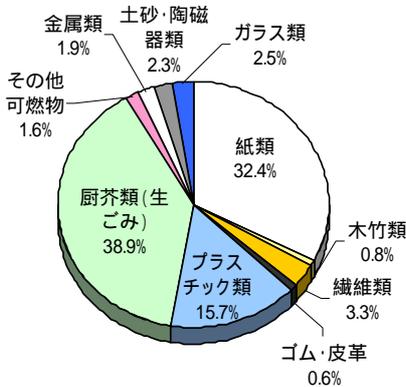
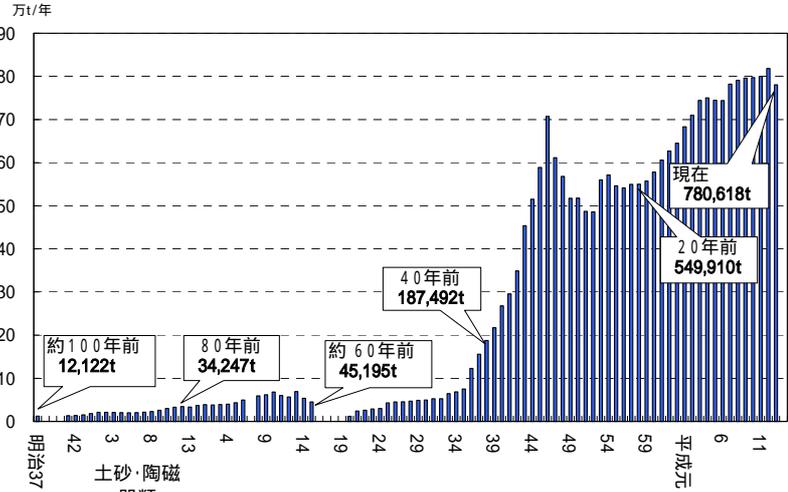
4 一般廃棄物（ごみ）対策の現状と課題

ごみ量の推移と現状のごみ質

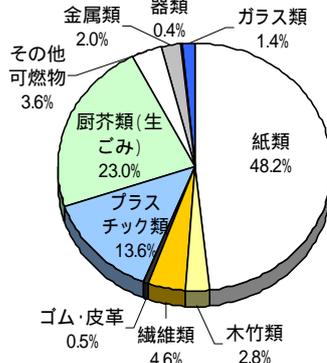
昭和 30 年代の大量生産・大量消費型社会の到来とともに、ごみ量は急激に増大することとなりました。

近年は、全体的に減少してきていますが、家庭系ごみはやや減少、事業系ごみ（業者収集+持込ごみ）のうち業者収集ごみは、やや増加傾向にあります。

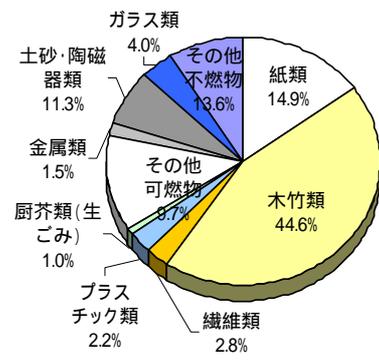
ごみ質では、紙・プラスチック・厨芥（生ごみ）が約 8～9 割を占めており、資源化可能なものも多く含まれています。



< 定期収集ごみ (湿重量比) >



< 業者収集ごみ (湿重量比) >



< 持込ごみ (湿重量比) >

上流対策（発生抑制・再使用など、ごみが発生しない仕組みづくり）

上流対策を進めていくためには、市民・事業者が主体的にごみの減量に取り組んでいく必要がありますが、現状においては次のような課題があります。

環境意識の向上

環境意識の高い人は少しずつ増えていますが、地域や年齢で温度差があります。環境教育・環境学習の機会をさらに増やしていく必要があります。

市民・事業者・行政のパートナーシップの取組推進

パートナーシップ（協力関係）を基盤とした「ごみ減量推進会議」は、ごみ減量に向けた幅広い活動をしています。さらに広域的な取組として展開していく必要があります。

エコビジネスの推進

ごみとしての発生を抑制する観点から、詰替え製品や量り売り・簡易包装販売などの充実、修理や中古製品利用などのサービス活性化を図っていく必要があります。

情報コミュニケーションの推進

ごみ減量を進める上で基本となるのは関連情報の充実です。あらゆる機会、媒体等を通じて情報の提供の拡大を図るとともに、内容を充実させていく必要があります。



広がる環境意識の格差

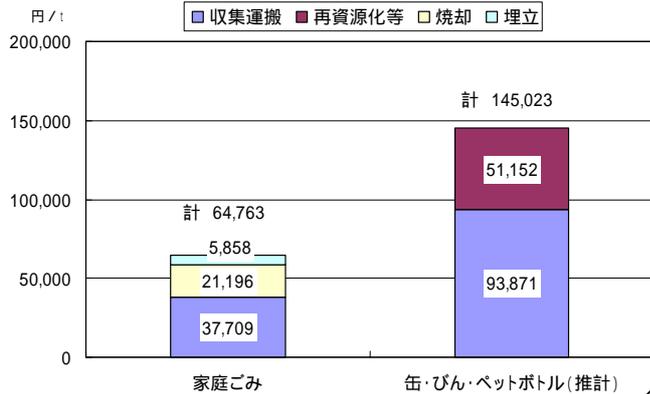
ハイ・ムーン「ゴミック『廃棄物』第4集」(日報)

市・民間によるリサイクル

<市によるリサイクル>



- ・分別収集，拠点回収の協力率の向上が課題です。
- ・分別されたものについても異物が多く含まれています。
- ・分別・リサイクルの取組を進めるほど，収集運搬費用等が増大しています。



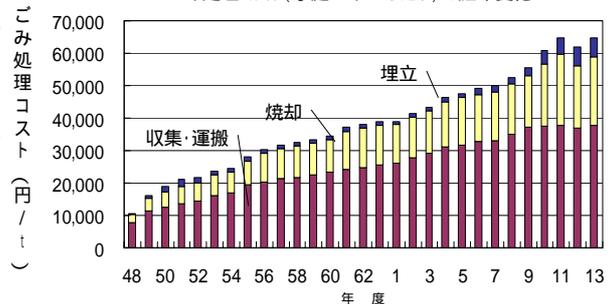
<民間によるリサイクル>



- ・各地域や事業所では古紙の回収が進んでいますが，回収量が市況価格に左右されやすいなど不安定です。
- ・家電リサイクル法や資源有効利用促進法による家電製品等の民間リサイクルについても，その周知徹底に努めていく必要があります。
- ・民間リサイクルについては，実績データの把握も課題です。

市の適正処理

- ・ごみの収集・運搬や焼却による排ガスや排水など公害防止のための経費の増大により，処理コストが30年前の約6倍に上昇しています。
- ・ごみの中には紙やプラスチックなど，かさや発熱量の高いごみが多く含まれており，収集効率の低下やクリーンセンターでの処理能力の低下をもたらしています。



まちの美化

まちの美化に向けては，

- ・美化推進等総合計画の策定
 - ・美化推進事業団の発足
 - ・不法投棄パトロールの実施
- などの取組を着実に推進・強化しています。

しかし，

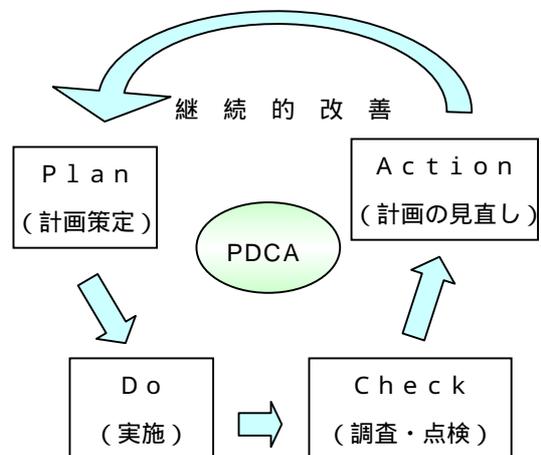
- ・ポイ捨てや不法投棄が，依然跡を絶ちません。
- ・また，リサイクルなどコスト負担の増大から不法投棄の増加が懸念されます。



家族での美化活動風景

計画の進捗管理

施策の進捗管理のための仕組みがまだまだ不十分です。



5 目標達成に向けた具体的な施策

5.1 上流対策に重点を置いたごみ減量化の促進

基本的な方向性

ごみそのものを発生させない仕組みとしての上流対策を進めるには、市民・事業者の自主的な取組が不可欠です。このため、発生抑制・再使用を重視したまちづくりを進めるとともに、ごみに対する関心を深めるための積極的な情報提供や、事業系ごみに関する制度の見直しと管理指導体制の強化など、ごみ減量に取り組むための基本的な仕組みを構築していきます。



(1) 上流対策の推進

発生抑制・再使用を重視したまちづくり

市民と事業者の連携による家庭ごみ減量化の取組を支援していきます。特に、製造事業者や販売店が、ものの消費より機能の利活用を重視した事業活動への転換を円滑に推進できるよう側面から支援します。また、京都らしい取組として、祭など催し物におけるごみ減量・環境対策も検討します。

主な施策

「2R型エコタウン」の構築

ばら売り・量り売りシステムの推進や修理システムの充実などのエコビジネスの促進、サービス業版 K E S や「循環の匠」制度（町家再生や着物リフォームなど伝統的な修理技術保有者の登録・仲介）の創設の検討などの仕組みづくりにより、ハード面よりもソフト面を重視した「2R型エコタウン」の構築を目指します。また、祭など催し物のエコ化に向けた「イベントグリーン要綱」の制定なども検討します。

（「2R型エコタウン」の構築とは、発生抑制（Reduce：リデュース）・再使用（Reuse：リユース）を重視したエコビジネスの振興を通じてごみの減量を推進することによりつくられる環境調和型のまちづくりのことを指します。）

	16年度	27年度
2R型エコタウンの構築	→	→
	エコタウンプラン 仕組みづくり	取組の推進

市民のごみ減量を促す事業者の取組の促進

長寿命品の開発や製品情報の公開、使用済み製品のリサイクル体制の構築など、市民のごみ減量を促す事業者の取組が促進されるよう働きかけていきます。



市民・事業者による主体的活動の推進・支援

市民・事業者・行政のパートナーシップによる京都市ごみ減量推進会議の取組を更に強化していくとともに、地域ごみ減量推進会議の設立促進と活性化を図ります。また、京のアジェンダ21フォーラム・市民団体・NPO・事業者・学生等とも連携を図り、取組を進めていきます。



買い物袋持参キャンペーン

主な施策

ごみ減量推進会議の取組促進

市民向けごみ減量実践講座の充実や、ごみ減量に取り組む事業者向け情報流通体制の整備、簡易包装推進キャンペーンの実施・促進などを行っていきます。

さらに、地域ごみ減量推進会議の設立を促進するとともに、その活動の活性化を図り、地域活動の核となるリーダーの養成・支援も行っています。



ハイ・ムーン「ゴミック『廃棄物』第5集」(日報)

環境教育・環境学習の充実

環境について市民や事業者が学び知る機会を幅広く設け、関心を持ってもらうように働きかけていきます。特に子どもたちに対しては、家庭・地域や学校での環境教育の時間の十分な確保を図っていきます。また、社会人に対しても環境学習の場を提供していきます。



ごみ減量実践講座

主な施策

環境教育の充実・環境学習機会の拡大

学校における総合学習の支援事業の試行・検討や、学校・地域・事業所等への「出前講師」の派遣などを行います。

また、「京エコロジーセンター」を核としながら、地域レベルでも環境学習のための場を創設するとともに、市民ボランティアの活用等環境学習ネットワークの拡大を図るなどの取組を進めます。

(2) 家庭系ごみの減量化

市民による自主的取組

家庭系ごみ減量のためには、行政にすべてを委ねるのではなく、市民が自らの役割を自覚し、ごみの減量化に主体的・自主的に取り組んでいくことが必要です。また、ものをつくる側である事業者の取組も不可欠です。

主な取組例

ごみを出さない消費行動（グリーンコンシューマー行動）の実践

「京都市エコライフチャレンジ（環境家計簿）」の活用による環境にやさしい暮らしに向けた実践活動のチェックを行い、グリーン購入（詰替え商品の購入や再生品の積極的利用など）や買い物袋の持参、修理・修繕の利用を積極的に行いましょう。

リサイクルの促進

缶・びん・ペットボトルや小型金属類などの分別収集、古紙などの集団回収、トレイなどの店頭回収、紙パック・乾電池の拠点回収に参加・協力しましょう。また、分別マナーの徹底を図りましょう。



家庭系ごみ減量を促す行政の取組

市民のごみ減量化の努力を促進・支援するため、あらゆる機会を捉え、また多様なルートを通じた情報提供・意識啓発策を展開・強化します。



主な施策

「グリーンページ」（総合環境情報誌）の作成

店頭回収実施店、修理店、レンタル・リース店やリサイクルショップなどの店舗情報、ごみに関する統計データ、ごみ減量の実例などを1冊に集約した総合環境情報誌「グリーンページ」を作成・配布します。

	16年度	27年度
グリーンページの作成	試作 → 普及版作成・配布	インターネット掲載・定期的更新・機関誌発行

家庭ごみの収集・処理コスト負担のあり方の検討

一層のごみの減量と負担の公平化を図るため、ごみ排出量に応じた費用の負担についても検討を進めていきます。

(3) 事業系ごみの減量化

事業者による自主的取組

事業系ごみの減量のためには、家庭系ごみの減量化と同様に、事業者が自らごみ減量化に主体的・自主的に取り組んでいくことが重要です。



主な取組例

事業者によるごみ減量相談窓口の設置と啓発

事業者が主体的な役割意識の下、積極的な情報提供・啓発活動を行いましょ。

KES^{*}、ISO14001^{*}の取得

環境マネジメントシステムの考え方を導入し、ごみ減量に向けたシステムづくりを進めましょ。

環境にやさしい事業活動（グリーンカンパニー^{*}行動）の実践

環境報告書の作成・公表や環境会計の導入、グリーン調達の実施などに取り組ましょ。また、製造から流通、廃棄に至る環境負荷の低減を図りましょ。

業種別の団体単位等での「ごみ減量・リサイクル行動計画」の策定

業界団体単位などで「ごみ減量・リサイクル行動計画」を策定し、相互協力のもとに取組を進めましょ。

事業者のごみ減量化を促す行政の取組

排出者責任に基づく事業者の自主的取組を促すため、本市としても積極的な情報提供を行うとともに、取組への支援策や現行の仕組みの見直し、再資源化可能物の受け皿の整備誘導などに取り組んでいきます。



減量計画書

主な施策

事業系ごみに関する制度の見直しと管理指導體制の強化

処理原価に応じた搬入料金の設定や、透明指定袋制^{*}導入による適正排出の推進、排出事業者のごみ減量意識を向上させる取組の検討などを行っていきます。

また、現在大規模事業所に提出を義務付けている減量計画書^{*}の積極的な活用に向けた検討を行います。具体的には、減量計画書提出の対象事業所の拡大を図るとともに、事業所に対する立入検査の実施などの仕組みづくりを行っていきます。さらに、優良事業者に対する表彰など、事業者の取組を活性化させる仕組みの構築を目指します。

5.2 分別・リサイクルの拡大

基本的な方向性

効果的・効率的な視点に立って、行政として一層のリサイクル率の向上と分別品目の拡大に取り組むとともに、各地域で取り組まれている集団回収や店頭回収等に対する支援・拡充を推進することによって、経済性にも配慮した分別・リサイクル機会の拡大を図っていきます。また、製品がごみになった段階においても生産者がある処理やリサイクルに責任を持つ仕組みを確立することが重要であることから、他の自治体等とも連携を図り、拡大生産者責任^{*}の考え方の徹底を国や事業者にも強く求めていきます。



(1) 家庭系ごみの分別品目の拡大

家庭系ごみの分別品目の拡大については、リサイクル手法の検討や法律の改正動向、コストの観点等も踏まえた総合的・長期的な視点に基づいて施策を実施していきます。



主な施策

缶・びん・ペットボトルの分別収集のあり方の検討

多様な分別手法と分別機会の市民への提供など、現在の分別収集のあり方について総合的かつ長期的視点に基づく対応策を検討します。

その他プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大

本格的な全市収集への移行を図るとともに、今後の容器包装リサイクル法の改正動向を踏まえ、適切な再資源化手法の検討も行います。

(「その他プラスチック製容器包装」とは、飲料及びしょう油用ペットボトル以外のプラスチック製容器包装(レジ袋、ラップ、お菓子の袋やマヨネーズのチューブなど)を指します。)

透明指定袋制導入による適正排出・分別排出の促進

分別マナーの徹底を図り、資源ごみの家庭ごみへの混入を防ぐとともに、市民のごみに対する意識を高めるため、透明指定袋制導入の検討を進めていきます。

	16年度	27年度
缶・びん・ペットボトルの分別収集方法のあり方の検討	調査・検討	本格実施
その他プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大	モデル実施	全市拡大
透明指定袋制導入による適正排出・分別排出の促進	調査・検討	試行 本格実施

(2) 市民の分別・リサイクル機会の拡大

集団回収や拠点回収といった市民主体の取組を促進することにより、地域コミュニティの活性化と市民の分別・リサイクル機会の拡大に努めていきます。



主な施策

新しい集団回収の取組（コミュニティ回収制度）の普及・促進

分別・リサイクルを地域ぐるみで進めるシステムの創設・運営を支援・促進し、地域における意識啓発を進めるとともに、地域コミュニティの活性化も図っていきます。

	16年度	27年度
新しい集団回収の取組（コミュニティ回収制度）の普及・促進	モデル実施	取組の推進

(3) 有害物・危険物への対応



注射器・注射針等の在宅医療器具，バッテリー・農薬等の有害物を含むもの，またガスボンベ等の爆発性を持つものなど処理が困難な有害物・危険物は，収集作業中の災害，クリーンセンターでの事故，有害物処理コストの増加などをもたらしています。

安全性の確保・有害物質の総合的管理という観点から，これらの管理システムの構築を進めていきます。

主な施策

有害物・危険物の管理システムの検討

事業者と連携を図った適正な回収ルートを整備を検討するとともに，スプレー缶やカセットボンベなど資源化可能なものについては分別・リサイクルの実施を検討していきます。

	16年度	27年度
有害物・危険物の管理システムの検討	調査・検討	取組の推進

5.3 環境負荷の少ない廃棄物管理システムの構築とまちの美化

基本的な方向性

ごみの中に含まれる資源化可能物（厨芥類，プラスチック類，紙類など）から資源やエネルギーを最大限回収するとともに，それでもなお排出されるごみについては，環境負荷の少ない安全・安心な廃棄物管理システムの構築による適正な処理を進めていきます。

また，本市の歴史的・文化的遺産を子々孫々まで伝えていくために，日常的な市民美化活動の促進を図り，またそうした活動を通じてごみに対する市民意識の高揚を図っていきます。

(1) 廃棄物管理システムの構築

ごみ減量を進めたうえでなお排出されるごみの再資源化・適正処理を効率的に行うため，クリーンセンターや再資源化施設，最終処分場などを総合化した廃棄物管理システムの構築を進めていきます。



南部資源リサイクルセンター

主な施策

廃棄物管理システムの整備計画の推進

ごみ減量の進捗状況に応じてクリーンセンターを5工場体制から4工場体制とするなど，効果的・効率的な施設整備を推進していきます。

LCAを活用した廃棄物管理システムの選択

環境負荷を定量的に比較評価するLCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し，また，経済性や地域特性なども考慮しながら，安全・安心度の高い管理システムを選択していきます。

地域における環境学習の場としての施設整備の推進

今後の施設整備に当たっては，地域における環境学習の場としての機能・体制を充実させていきます。

	16年度	27年度
北部クリーンセンター整備に伴う再資源化施設の併設	建設工事	稼動（平成18年度～）
その他プラスチック製容器包装関連再資源化施設	調整・検討・建設工事	稼動
西部クリーンセンター	廃止・建替等の検討（平成16年度）	
南部クリーンセンター第一工場	大規模改修工事（平成15年度，16年度）	
南部クリーンセンター第二工場	廃止・建替等の検討（平成18年度）	
北部クリーンセンター	建設工事	稼動（平成18年度～）
東部クリーンセンター		廃止・建替等の検討（平成24年度）
次期クリーンセンター	調整・検討・建設工事	稼動（平成25年度～）
焼却灰溶融施設	調整・検討・建設工事，スラグの有効利用の検討	稼動

(2) 資源循環に向けたバイオマスの活用

本市では、バイオディーゼル燃料化*事業やバイオガス化*技術実証研究など、バイオマスの利活用に向けて先進的な取組を進めてきました。「バイオマス・ニッポン総合戦略」など国の動向も踏まえながら、今後もこうした取組を更に進めていきます。

主な施策

バイオマスの利活用に向けた取組の推進

バイオディーゼル燃料化事業については、市独自の燃料化プラントの運営を進めます。また、厨芥類については、都市部でのリサイクルという点を踏まえ、受け皿として柔軟性の高いバイオガス化によるエネルギー回収施設を整備するとともに、卸売市場等から排出される魚アラについてもリサイクルの取組を進めていきます。

	16年度	27年度
廃食用油燃料化プラント	稼働(平成16年度~)	
家庭系厨芥類等のバイオガス化施設(次期クリーンセンターと併設)	調整・検討・建設工事	稼働(平成25年度~)
魚アラリサイクルセンター	調整・検討・建替工事	稼働(平成20年度~)

(3) 災害廃棄物への対応



災害時において短期間に大量の廃棄物が発生することは、阪神・淡路大震災などの事例からも明らかです。このため、災害廃棄物も可能な限り分別・リサイクルを行うこと、有害物・危険物を適正に処理することを基本に据え、災害発生時に速やかかつ適切に廃棄物処理を行うための指針の策定を進めます。

また、クリーンセンター等の施設整備に当たっては、災害時に備えて耐震性能を向上させるとともに、処理能力の面でも対応できるよう配慮します。

(4) まちの美化推進

現在、本市では、市民・事業者・行政のパートナーシップの下、積極的な美化活動や不法投棄対策が行われています。しかし、ポイ捨てや不法投棄が跡を絶たないことから、今後とも更に取組を強化・推進していきます。



主な施策

パートナーシップによるまちの美化推進

「世界一美しいまち京都」の実現を目指して、「世界の京都・まちの美化市民総行動」の推進や「京都市まちの美化推進事業団」による美化活動の推進、まちの美化住民協定制度の推進など、市民・事業者・行政のパートナーシップに基づいたまちの美化を積極的に進めていきます。

関連機関との連携による不法投棄対策の推進

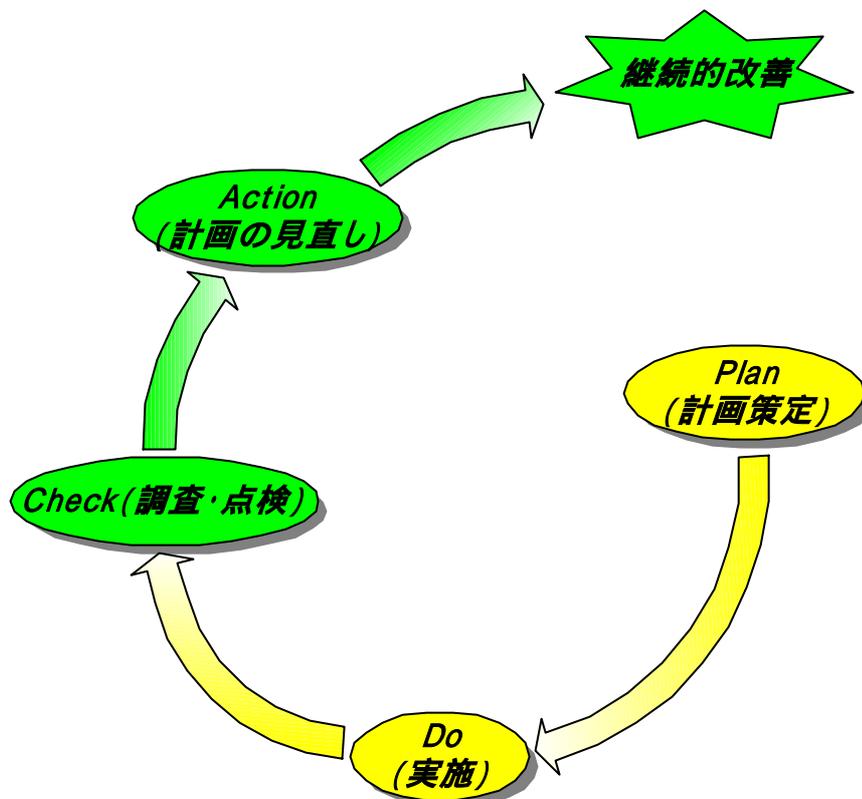
旅客運送業者や郵便局・警察等と連携を図りながら、全庁体制による不法投棄撲滅の取組を更に進めていきます。

6 計画の進捗管理

基本的な方向性

P D C Aサイクル*に基づく計画の進捗管理体制を確立します。計画進捗状況については、プロジェクト等を設置して定期的にチェック・評価を行い、市民に積極的に公表していきます。

また、計画を着実に推進していくため、効果的かつ効率的な執行体制を確立するとともに、廃棄物に関する調査研究を充実させていきます。



【用語解説】

ISO14001	国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）によって定められた環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮した事業活動を行っていることを保証する国際標準である。
LCA	Life Cycle Assessment：ライフサイクルアセスメント。製品の生産から消費、廃棄段階のすべてにおいて製品が環境に与える負荷を総合的に評価する手法。
拡大生産者責任	製造物に対する生産者の責任の範囲を、使用者がその物を使っている期間だけでなく、リサイクルされ、又は廃棄物として処理される時点にまで拡大してとらえる考え方。わが国でこの考え方が取り入れられている例としては、家電リサイクル法が挙げられる。
グリーンカンパニー	原材料の効率的利用や事業活動全般にわたって排出されるごみの抑制など、環境に配慮した企業行動を実践している事業者のこと。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	自らのライフスタイルを見直し、詰替え商品の購入や再生品の積極的利用などへ主体的に買い方を変えることによって、社会の仕組みを環境に配慮した方向に変えていく消費者のこと。
KES	京のアジェンダ21フォーラムが創設した「環境マネジメントシステム」の規格。国際規格ISO14001は中小企業にとって経費負担や内容の高度さなどが障害となって認証取得が困難であることから、より分かりやすく取り組みやすい地域共有の規格として誕生した。
減量計画書	事業系廃棄物減量計画書。京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条に基づき、事業系大規模建築物の所有者が、過去1年間の廃棄物の種類と発生量、発生抑制の取組実績と、これから1年間の発生量の見込み、発生抑制の取組、再生利用の取組の方策について作成するもの。
ごみ減量推進会議	ごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしの実現に寄与することを目的として、市民・事業者・行政の三者のパートナーシップを基盤とし、平成8年11月に設立。5つの委員会が、買い物袋持参・簡易包装推進キャンペーンや、使用済みてんぷら油回収事業、事業系一般廃棄物用推奨ごみ袋の導入など幅広い活動を推進。
コミュニティ回収制度	市民・事業者の自主性や主体性に基づいて集団回収の普及促進を図るための取組であり、本市は、コンテナ・軍手等の機材の提供のほか各種支援を実施する。ごみの減量だけでなく、地域に根ざした環境保全活動を通じて、縮小傾向にある地域コミュニティの再活性化を目指すという側面も併せ持つ制度。
指定袋制	ごみを出す際に使用できる袋を指定することにより、収集作業の安全確保や適正な分別排出の促進、ごみを出す人の意識向上やごみ減量を図るための制度。
上流対策	発生抑制や再使用など、そもそもごみが発生しない仕組みづくり。
バイオガス化	生ごみ等を微生物処理し、メタン等のガスを生成させる処理法。取り出したガスを発電や熱供給のエネルギー源として利用できるので、生ごみの効率的なりサイクル手法として注目されている。
バイオディーゼル燃料化	家庭等から集めた廃食用油をメタノールと反応させ粘度が低いメチルエステルとして、車等の燃料にリサイクルする。二酸化硫黄や黒煙が少なく環境にやさしい燃料。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。家庭から出る生ごみ、紙類、廃木材などがこれに当たる。
PDC Aサイクル	事業活動に伴う環境影響を継続的に管理し、低減するシステム（環境マネジメントシステム）に盛り込まれている考え方であり、「環境方針・計画の策定（Plan）」、「環境方針・計画に基づく実施及び運用（Do）」、「実施状況の調査・点検（Check）」及び「計画の見直し・継続的改善（Action）」から成るサイクル。このサイクルを継続的に実施していくことで、事業活動全体を環境に適合したものに改善していく。
京のアジェンダ21フォーラム	地球サミットで合意された「アジェンダ21」を受け策定された京都市の環境行動計画「京のアジェンダ21」（平成9年10月策定）を推進するため、平成10年11月に発足。地球温暖化防止をはじめとする持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、KESの認証事業などを推進。
溶融スラグ	ごみや焼却灰を1,200以上の高温で熱し、溶かしたときにできるガラス質の固化物。道路の路盤材やコンクリートの骨材などに利用される。

京都市環境局環境政策部循環型社会推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所 西庁舎 2 階

【電話】075-222-4091（直通） 【FAX】075-213-0453

【ホームページアドレス】<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/>

平成15年12月発行 京都市印刷物第153093号

ひと・まち・ロマン  元気都市・京都

 R100



古紙配合率100%の再生紙を使用し，大豆油インクで印刷しています。